

交通安全教育(中学生用)

生徒に自転車の交通安全指導を行い、交通事故防止に努めてください。

特に、自転車通学者に対しては、交通安全講習の受講を条件として自転車通学を認めるなど、登下校時における交通事故防止に一層の配慮をお願いいたします。

1 交通事故の特徴

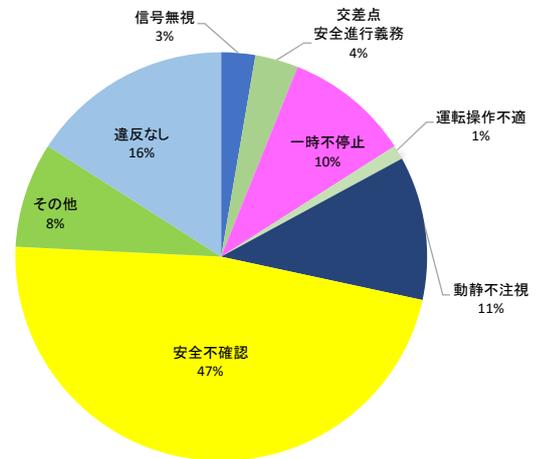
中学生の交通事故は、小学生の半数程度に減少しています。小学生の頃と比べて、歩行中での交通事故の割合は減少しているものの、自転車乗用中の交通事故の割合が増えており、自転車乗用中が中学生の交通事故全体の約7割を占めています。

2 自転車安全利用五則の徹底（令和4年11月1日改正）

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

※ 令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されることから、保護者に対し、生徒が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用徹底を促してください。

事故の原因(自転車乗用中)



2022年中 大阪府警察調べ

3 夜間の交通事故防止

学校からの帰宅時等、夕暮れから夜間にかけての交通事故防止は「目立つこと」が重要です。自転車のライト点灯や反射材の活用により、より早く運転者に気付いてもらうことで交通事故に遭いにくくなります。

4 自転車保険の加入

大阪府自転車条例では、自転車保険の加入が義務化されています。自転車事故により、多額の損害賠償が生じることがありますので、万が一の交通事故に備え、自転車保険に加入することが重要です。

※ 一昨年、大阪府下において、中学生が自転車で通行中に歩行者と衝突し、歩行者の方が亡くなる事故が発生しております。また、過去に大阪で、中学生（当時15歳）とその保護者が3,000万円の賠償責任を負ったという事例もあります。

5 自転車運転者講習制度（14歳以上が対象）

一定の危険行為（信号無視等の15項目）をして、3年以内に2回以上検挙され、又は交通事故を起こした自転車運転者は、公安委員会から自転車運転者講習（講習時間3時間、手数料6,000円）の受講を命ぜられます。

受講命令に従わなければ、5万円以下の罰金となります。

令和2年の道路交通法改正により、妨害（あおり）運転に対する罰則が創設等されましたが、それに伴い、妨害（あおり）運転が自転車運転者講習の対象となる『危険行為』に追加されました。

6 交通安全教育資料の掲載

大阪府警察ホームページに、中高生のための「自転車の交通事故防止教育資料」と題する交通安全教育資料を掲載しています。具体的には、大阪府下における自転車事故の特徴、自転車の交通ルール、自転車運転者講習制度、事故事例、自転車保険義務化（高額賠償責任事例）など、自転車の安全な乗り方等に関する内容となっていますので、是非ご活用ください。

7 交通安全教室の要請

最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。